

新型コロナウイルスワクチン接種

◆令和5年秋開始接種(令和6年3月末まで)

初回接種を完了している生後6か月以上の方(64歳以下で基礎疾患のない方は接種の努力義務はありません)

無料(全額公費負担)

【接種間隔】前回接種日から3か月以上

【使用するワクチン】オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン

未使用の接種券をお持ちの場合はそのまま使用できます。紛失・破棄された場合は再交付申請をしてください。申請方法については、市ホームページまたは市報11月1日号を確認してください。



詳しくはこちら

◆ワクチンに関する各種問合せ先

- ・清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター
市で行う新型コロナウイルスワクチン接種や接種券について。
☎042-497-1507(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後6時)
- ・東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター
接種後の副反応に関すること。
☎03-6258-5802(24時間、年中無休)
- ・厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
新型コロナウイルスワクチン接種に関すること。
☎0120-761770(午前9時～午後9時、年中無休)

※接種は本人または保護者の同意がある場合にのみ行われ、強制されることはありません。

市のプロモーション専用チャンネル「キャロットバズーカ!!!」始動!



市の魅力を発信するための動画チャンネル「キャロットバズーカ!!!」を開設しました。初回は「利きにんじんジュースに挑戦!」、第2回は「清瀬市を一周走って見たら何キロあるか」を市職員が体当たりで実証します。今後の配信にご期待ください。チャンネル登録、高評価お待ちしております!

シティブロモーション課プロモーション係

☎042-497-1808



詳しくはこちら



「ニンニンくん」が市公式キャラクターに!

平成22年に清瀬商工会ににんじんキャラクターとして誕生した「ニンニンくん」が、市公式キャラクターになりました。これからもさまざまな場面で登場していきますのでご愛顧のほどよろしくお願いいたします。シティブロモーション課プロモーション係☎042-497-1808



「西武線沿線サミット協定」締結式を開催

10月30日、西武線沿線サミット協定(西武線沿線地域の活性化に関する相互協定)の締結式が執り行われました。

この協定は、平成24年に西武鉄道株式会社が開業100周年を迎えたことを機に、西武線沿線の起点から終点にある3自治体(豊島区・飯能市・秩父市)が地域の魅力の創出、観光事業の推進及び経済活動の活性化を図ることを目的に締結され、平成30年には所沢市及び横瀬町が加盟し、広域連携が図られてきました。

このたび、令和6年6月に清瀬駅が開業100周年を迎えるにあたり、本市が東京都内の沿線市として初めて本協定に加盟したことから、協定の締結式が開催されました。今後、本市は西武線沿線サミットに加盟する自治体の一員として、将来にわたる発展を見据え、加盟団体との連携をさらに深めるとともに、地域の魅力の創出、インバウンドを含めた観光事業の推進及び経済活動の活性化、文化交流などに努めてまいります。シティブロモーション課プロモーション係☎042-497-1808



締結式での記念撮影

ひとり親の養育費確保の支援

養育費を確実に受け取る枠組みを整え、養育費の取り決め内容の継続した履行確保のため、手続き開始に伴う経費を補助します。申請の際は必ず事前に相談してください。

市に住民登録があるひとり親(その他条件あり)

【補助内容(上限あり)】①養育費保証契約締結経費②公正証書等作成経費③戸籍抄本等取得経費

【申請方法】養育費保証契約を締結した日、公正証書等を作成した日または家庭裁判所の調停申し立て及び裁判の日以降6か月以内に、申請書と必要書類を添付し、直接窓口または郵送で子育て支援課子育て支援係へ

子育て支援課子育て支援係☎042-497-2088



詳しくはこちら

禁煙外来治療費助成金交付事業

住民登録のある満20歳以上の方で、禁煙外来治療を受ける方。先着15人【助成内容】医療機関の禁煙外来治療費及び薬剤費の自己負担額のうち、2分の1を助成(上限1万円。1人1回。治療未完了は対象外) 治療が終了する前に電子申請または直接窓口、郵送で健康推進課成

人保健係☎042-497-2076へ ※治療に使用する医薬品の出荷保留などのため禁煙外来の新規受け付けを停止している医療機関があります。事前に医療機関へお問い合わせのうえ、登録申請をしてください。



詳しくはこちら

令和5年度第3回全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験を実施

大規模災害などの発生時に国からの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(Jアラート)を使用した情報伝達試験が全国一斉に行われます。市内でもすべての防災行政無線を起動し、試験放送を行いますので、ご了承ください。【実施日時】11月

15日(水)午前11時 ◆試験放送の内容(上りチャイム音)「これはJアラートのテストです(3回繰り返し)。(下りチャイム音) 防災防犯課防災防犯係 ☎042-497-1848

サッカー用ベンチの贈呈式を行いました

10月18日、東京都社会人サッカー連盟より清瀬内山運動公園サッカー場へベンチの寄附を受けたことに伴い、贈呈式を行いました。東京都社会人サッカー連盟は、東京都の社会人サッカーの水準向上を期し、サッカー競技の普及に努めるとともに加盟チーム相互の親睦を図ることを目的に活動されています。

生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係☎042-497-1816



ベンチに座る東京都社会人サッカー連盟和久井修理事長(右)と坂田教育長

清瀬消防署新庁舎完成、事務開始

清瀬消防署の新庁舎が完成し、10月17日から業務を開始しました。9月24日には関係者を招いて落成式が行われました。新庁舎は免震装置が備えられ、強い地震にも耐えられるようになりました。また、防災教室も備え付けられ、救命講習などをよりよい環境で実施できるようになりました。令和6年末には訓練棟が完成する予定です。これからも市民の皆さんが安心して暮らせるよう取り組んでいきます

清瀬消防署☎042-491-0119



清瀬消防署新庁舎事務開始式での記念撮影

野焼きは禁止です

野外焼却は、法律や条例により原則禁止されています。ただし、次の場合は禁止の例外となります。

【焼却禁止の例外となる具体例】消火・消防訓練、森林病虫害等防除法による駆除命令による病虫害付着枝・樹皮焼却、農業を営む上で必要なもので、収穫時に出た茎や葉等の残渣の焼却、肥料として使う枯れ草や藁を灰にする焼却、病虫害防除や土壌のための焼却など【例外となる焼却行為において注意していただくこと】火災とまぎらわしい煙または火災を発生する恐れのある焼却行為を行う場合、事前に消防署へ届け出をする。周囲

の方への影響を考慮し、風の向きや強さ、行う時間帯を考慮し、可能な限り周辺への周知を行うなどトラブルにならないよう努める。煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の量にとどめる。植物はよく乾かして煙の発生量を抑える。など環境課環境政策係 ☎042-497-2099 ※例外となる焼却の場合でも近隣住民からの通報があった場合は指導の対象になりますのでルールと節度を守って対応してください。



詳しくはこちら